

6. 法的脳死判定の流れ

6-1) 法的脳死判定はおおよそどのように進められるのでしょうか

法的脳死判定は、本人の脳死下で臓器を提供する意思が存在するまたは不明であり、かつ、家族が脳死下臓器提供を承諾した場合において、2名以上の脳死判定医により下記の手順で行います。

①前提条件の確認、②除外例の確認、③生命徴候の確認、④深昏睡の確認、⑤瞳孔散大・固定の確認、⑥脳幹反射消失の確認、⑦平坦脳波 (ECI) の確認、⑧聴性脳幹誘発反応の確認、⑨自発呼吸消失の確認、⑩6時間以上(6歳未満の場合は、24時間以上)の間隔をあけて①～⑨を再度確認します。

④～⑦の順番は入れ替わっても問題はありませんが、⑨は必ず最後に行うことが定められています。また、⑧は確認するように努めることとなっています。法的脳死判定の結果、全ての項目を満たし脳死と判定された場合は、2回目の脳死判定検査終了時刻が死亡時刻となります。

入院から臓器提供の流れ(実例での簡易版)

